

第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査結果の概要

調査の趣旨

- 総務省では、各地方公共団体において第三セクター等の経営健全化に取り組むことを求めており、特に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対しては、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を策定・公表するよう要請しています。（「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号）、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年 7 月 23 日付け総財公第 19 号））
- 今回の調査は、令和 3 年度決算データ（※）に基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体延べ 306 団体における、経営健全化方針の策定状況及び当該方針に基づく取組状況を調査し、地方公共団体・第三セクター等別に公表するものです。

※ n 年度決算データ：各第三セクター等に係る n+1 年 3 月 31 日までに終了した事業年度の決算データ。以下同じ。

調査結果の概要

1. 経営健全化方針の策定状況

令和 5 年 6 月 1 日時点で、経営健全化方針を策定済の地方公共団体は、延べ 297 団体（97.1%）、未策定の団体は、延べ 9 団体（2.9%）となっています。

	策定済	未策定	計
団体数	297 団体 (97.1%)	9 団体 (2.9%)	306 団体 (100.0%)
(参考) 前回調査	321 団体 (98.5%)	5 団体 (1.5%)	326 団体 (100.0%)

※1 1つの団体において複数の第三セクター等と関係を有する場合、関係を有する第三セクター等ごとに1団体として計上している。

※2 「策定済」には、「法人が整理（売却・清算）された」等策定の必要が無いものを含む。

※3 「前回調査」とは、令和 2 年度決算データに基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体における、令和 4 年 6 月 1 日時点の策定状況である。

2. 経営健全化方針に基づく取組状況

令和 5 年 3 月 31 日時点で、該当する第三セクター等の令和 4 年度決算データにおける策定要件に関する数値が、策定要件に該当した当初と比べて改善している地方公共団体は、延べ 153 団体（50.0%）となっています。

	改善	悪化	計
団体数	153 団体 (50.0%)	153 団体 (50.0%)	306 団体 (100.0%)
(参考) 前回調査	171 団体 (52.5%)	155 団体 (47.5%)	326 団体 (100.0%)

※1 1つの団体において複数の第三セクター等と関係を有する場合、関係を有する第三セクター等ごとに1団体として計上している。

※2 「改善」には、「法人が既に清算・廃止された」場合などを含む。

※3 「前回調査」とは、令和 2 年度決算データに基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体における、令和 4 年 3 月 31 日時点の経営健全化方針に基づく取組状況である。